



狛江市告示第**169**号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、調布都市計画高度地区の変更を決定したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 26 日

狛江市長 松原 俊雄



- 1 都市計画の種類
調布都市計画高度地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
狛江市元和泉一丁目、東和泉一丁目、岩戸南一丁目、岩戸南二丁目、岩戸北一丁目及び東野川三丁目各地内
- 3 縦 覧 場 所
狛江市役所都市建設部まちづくり推進課（5 階）